

2023年3月14日

お客さま各位

ローン商品における相続発生時の取扱いに関するお知らせ

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、これまでローン商品の一部において、ご契約者さまが亡くなられた際に「相続の開始」をもって期限の利益を喪失させる条項(以下「条項」)が含まれておりました。今般、この条項を削除し、今後は「相続の開始」があったことをもって、期限の利益を喪失させる事由とはしない取扱いに改めることとしましたので、お知らせいたします。

なお、この条項が含まれた契約書ですでにご契約されているお客さまにつきましても、「相続の開始」をもって期限の利益を喪失させる取扱いはいたしません。

当金庫のローン商品を相続された場合のご返済方法などにつきましては、お取引いただいております各店舗へご相談いただきますようお願い申し上げます。

以上